

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第7回 在留資格「技術・人文知識・国際業務」とは？

みなさんこんにちは。行政書士の李です。今回は、日本に住んでいる外国人を正社員として雇用する手続（在留資格変更許可申請）について解説しました。今回は、就労に関する各在留資格について、要件等を詳しく解説していきます。今回解説するのは、「技術・人文知識・国際業務（以下、「技・人・国」といいます。）」についてです。

概要

「技・人・国」は、日本又は外国の大学等を卒業して、大学等で身につけた専門知識と関連する業務に従事する外国人に与えられる在留資格です。皆さんが一般的にイメージする会社員として働く外国人の多くが、この在留資格に該当します。「技・人・国」の要件は次のとおりです。

① 契約要件

日本の会社又は公的機関等との契約を結ぶこと。一般的に雇用契約と解釈されることが多いです。

② 業務内容要件

自然科学又は人文科学に関連する仕事に従事すること。又は、外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事すること。該当事例としては、次のような職業が考えられます。

- ・通訳 ・デザイナー ・営業職 ・専門事務職
- ・貿易会社の社員 ・機械エンジニア
- ・システムエンジニア ・語学学校の先生 など

一方、次のような業務に従事する場合は単純業務¹として見なされ、「技・人・国」の要件に該当しない可能性が高いです。

- ・単純経理作業 ・単純事務職 ・飲食店の厨房／ホール業務
- ・現場の生産職 ・ホテルの掃除係 ・農業従事 など

上記は参考例であり、審査では実際の業務内容、従事する頻度などを総合的に鑑みて判断されることになります。

1 大学等で得られる学問や知識を用いなくても従事できる業務。

今回は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」について解説しました。在留資格の要件に該当する業務か否かは、会社の実態に応じて個別に判断されます。自社で判断が難しい場合は、管轄の入管や行政書士に相談してみることをお勧めします。さて、今回は、在留資格「技能実習（育成就労）」について解説します。次回以降もぜひご覧ください！

申請時の注意点

「技・人・国」の在留資格認定又は在留資格変更許可申請を行うにあたり、次の点に注意する必要があります。

01. 採用後の在留資格の該当性と自社の業務内容を確認

採用当初は「技・人・国」の要件に該当する仕事を予定していたが、会社の内部事情により、そうではない業務に従事することになった場合のことです。この場合、外国人は「技・人・国」の在留資格で働くことは認められませんので、他の在留資格へ変更するか、転職するか、本国へ帰るか、のいずれかの選択肢を強いられることになります。採用時の計画と採用後の実態が異ならないように注意しなければなりません。

02. 申請人（外国人）の前年の納税・課税証明書を確認すること

「技・人・国」への在留資格変更許可申請時、申請人の納税・課税証明書は提出書類ではありませんが、必ず確認しなければなりません。その理由は「オーバーワーク²」の確認です。在留期間更新時には申請人の納税・課税証明書を提出しなければなりません。この証明書に記載される金額は学生時代の収入であり、これが明らかに高い場合は、オーバーワークを疑われます。オーバーワークが発覚した場合、在留期間更新許可がおりないこともあります。せっかく採用した外国人材が働けなくなることとなりますので、採用前に必ず確認しておくことをお勧めいたします。

2 アルバイトを行うために資格外活動許可を得ている外国人が、週28時間を超えて働くこと。



李 泳勲 (い・よんぶん)
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士

HPIはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。